

ふるさと眺望点の指定について

1 第1次「自然景観」・第2次「四季の景観」の指定について

(1) 選定地点

① 第1次「自然景観」の指定（平成18年3月）：11地点

地点名	所在	地点名	所在
城山公園	朝日町城山	海王丸パーク親水護岸 付近	射水市海王町
猿飛峡展望台	宇奈月町黒部奥山国有林		
伊折橋	上市町伊折	二上山城山園地	高岡市東海老坂
称名滝滝見台	立山町芦峯寺	雨晴海岸	高岡市雨晴
室堂みくりが池付近	立山町室堂平	夢の平散居村展望台	砺波市五谷
呉羽山頂付近展望台	富山市安養坊	高峰山展望台	南砺市利賀

② 第2次「四季の景観」の指定（平成19年9月）：11地点

季節	地点名	所在地	季節	地点名	所在地
春	ありそドーム展望塔	魚津市	秋	有峰湖	富山市
	松川べり	富山市		高岡古城公園	高岡市
	神通川さくら堤・塩の千本桜	富山市		俱利伽羅峠	小矢部市
	閑乗寺公園	南砺市	冬	氷見漁港	氷見市
ヒスイ海岸	朝日町	庄川峡		砺波市	
夏	頼成の森	砺波市			

(2) 眺望点選定部会（平成19年9月第2次指定時現在）

部会長	河田 悦子	（部会長、前富山県中学校長会副会長）
委員	石田 俊良	（富山県美術連合会副会長）
委員	風間 耕司	（フォト・グラフィック ユニティ代表）
委員	伏江 努	（富山県旅行業協会会長）
委員	宮口 侗迪	（早稲田大学教授）

(3) 第2次「四季の景観」選定経過

H19.7～8	選定結果を景観審議会（第9回）に報告・選定地点の関係市町村長と協議
H19.9.3	第2次「四季の景観」を指定
H19.10～12	眺望点の指定地点に標柱等を設置
H20.5	第1次「自然景観」・第2次「四季の景観」のパンフレットを作成 県のホームページへの掲載

→別添資料

(4) 今後の予定

パンフレットの配布
市町村、観光団体等に対し観光資源等としての活用を働きかけ

2 第3次「都市（まち）の景観」の指定について

（1）第3次指定の考え方（案）

富山県には、地域の人々によって守り、育てられてきた歴史的、文化的な美しい町並みや、新しい都市空間の形成による現代的で洗練された都市景観等、多様で個性豊かな景観が多く見られる。

こうしたすばらしい景観を県民に再認識してもらい、次代へ継承することの必要性を理解してもらうなど景観づくりの意識啓発の効果や、県外からの来訪者に対する富山のアピール度などを考慮し、「都市（まち）の景観」を眺望できる地点を、第3次指定とする。

（2）選定の視点（案）

「ふるさと眺望点」の要件に加えて、次の点を考慮し指定地点案を選定する。

- ・道路や公園等の公共空間と建築物等による民有空間が一体となった美しい町並みを眺望できる地点。
- ・町並みの美しさを形成、維持、保全する活動が積極的に行われ、地域の特色ある眺望が得られる地点。
- ・原則として、近辺に車を駐車できる場所又は公共交通機関の駅・停留所等があること。

（3）指定地点選定スケジュール（予定）

H20. 9	選定候補地点の抽出 ・市町村からの推薦、県政モニターのアンケート、選定部会委員からの推薦、その他
H20. 10	選定部会による現地調査
H20. 11	眺望点選定部会の開催（選定方針等の決定、最終候補地点の絞込み）
H20. 12～H21. 1	県民の意見の聴取（県ホームページ等による投票）
H21. 2	眺望点選定部会の開催（結果を参考に指定地点を選定：10地点程度）
H21. 3～	審議会への報告、選定地点の市町村長との協議 第3次指定地点を選定

景観条例に基づく「ふるさと眺望点」の指定について

1 指定の考え方について

景観条例（第37条、38条）及び景観づくりの基本方針（平成15年9月5日策定）に基づく「ふるさと眺望点」の要件を踏まえて指定する。

① 優れた景観を眺望できる地点であること。

- ・ 渚や山々の豊かな自然景観や伝統的な美しい町並み景観など広く人々に知られた景観を眺望できる場所を対象とする。

② 県民や地域住民に親しまれている景観を眺望できる地点であること。

- ・ 地域住民等に愛着を持たれている景観を眺望できる、誰もが容易に訪れ、立ち入ることのできる場所を対象とする。

③ 一定の広がりのある景観を眺望できる地点であること。

- ・ 山並みや奥行きのある町並みの景観など、一定の広がりのある景観を眺望できる場所を対象とする。（単体の建築物等のみを眺める場所は、対象外とする。）

④ 広く利用される地点であること。

- ・ 幅広い人々に利用されるよう、眺望点にふさわしい周辺整備が実施されている場所や今後市町村等による眺望点周辺の整備が期待できる場所などを対象とする。

2 選定方針

① 選定にあたり、次の3分野に分類し、順次指定する。

- 1) 雄大な立山連峰や富山湾、富山平野等の自然景観（平成18年3月指定済）
- 2) 花や樹木、雪などで彩られる四季の景観（平成19年9月指定済）
- 3) 歴史や文化が香る町並みや現代的で洗練された都市景観

② 選定対象地点の選定及び指定の手順

- ・ 選定の対象とする地点は、市町村や県政モニターからの推薦地点、これまで県が発行した冊子等から抽出した地点、選定部会委員からの推薦地点について調査をおこない選定する。
- ・ 指定地点案の選定は、景観審議会眺望点選定部会により現地調査等を実施したうえ行う。
- ・ 「眺望点選定部会」により選定された指定地点案を指定予定地点として、市町村長と協議するとともに景観審議会へ報告し指定する。